平成２６年（フ）第２４２号
静岡県沼津市東椎路1218番地の１、前住所静岡県伊豆市土肥436番地の２
債務者　勝呂　潤子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２３１号
愛知県西尾市吉良町宮迫堂根42番地２
債務者　青木　広美
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２７２号
愛知県碧南市相生町４丁目128番地　シャルマン相生102号、住民票上の住所愛知県碧南市若宮町４丁目52番地
債務者　齋藤全一郎
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
京都府宮津市字惣981番地　グランデＢ102号室
債務者　嶋田　　昇
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第２２１号
北海道旭川市川端町４条８丁目４番22号　ミレーヌ純２Ｆ207号室
債務者　谷口　恵美（旧姓市橋）
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４９３号
大阪市生野区生野東３丁目４番６号
債務者　神田　年星
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５９２号
大阪府吹田市五月が丘東６番Ｂ―1309号
債務者　山本富士子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３８６号
横浜市保土ケ谷区上菅田町951番地　笹山団地47棟302号
債務者　谷部　康之
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３９１号
横浜市旭区白根１丁目13番４号　グリーンドエル岩崎101
債務者　山村　妙子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３９５号
横浜市栄区野七里１丁目２番７―725号
債務者　岡部　祥紀
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４１８号
横浜市磯子区西町８番18号　コーポウチダ301号
債務者　田島千加子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３７号
北海道旭川市東光２条１丁目２番17号　メゾンマツシタ105号
債務者　佐々木敬子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５０号
愛知県西尾市楠村町明神後34番地
債務者　外山　雅彦
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２２０号
横浜市都筑区荏田南５丁目20番10―205号
債務者　小南　美香（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２２９号
横浜市港北区新吉田東７丁目15番15号　第３グリーンハイム102号
債務者　菅藤　明彦
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部